
(仮称) 大和市障がい者福祉計画

(障がい者福祉計画・障がい福祉計画)

(骨子案)

平成 26 年 12 月

大和市健康福祉部 障がい福祉課

1. 障がい者福祉計画・障がい福祉計画について

「障がい者福祉計画」は、本市の障がい者のニーズや課題をまとめるとともに、取り組むべき施策の方向性について定めており、障がい者施策全般にわたる基本計画としての性格を有しています。

「障がい福祉計画」は、地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標やサービスの見込み量などを定めており、実施計画としての性格を有しています。

本市では、この両計画が調和のとれた一体的な計画となるよう「大和市障がい者福祉計画」として策定を進めます。

2. 計画の目的

市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもと、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を実現するために、本市における障がい福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として策定するものです。

3. 計画の位置づけ

市町村における障がい者の福祉に係る計画には、障害者基本法第11条の規定に基づく「市町村障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの法定計画があります。本計画における「障がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と位置づけ、

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と位置づけます。

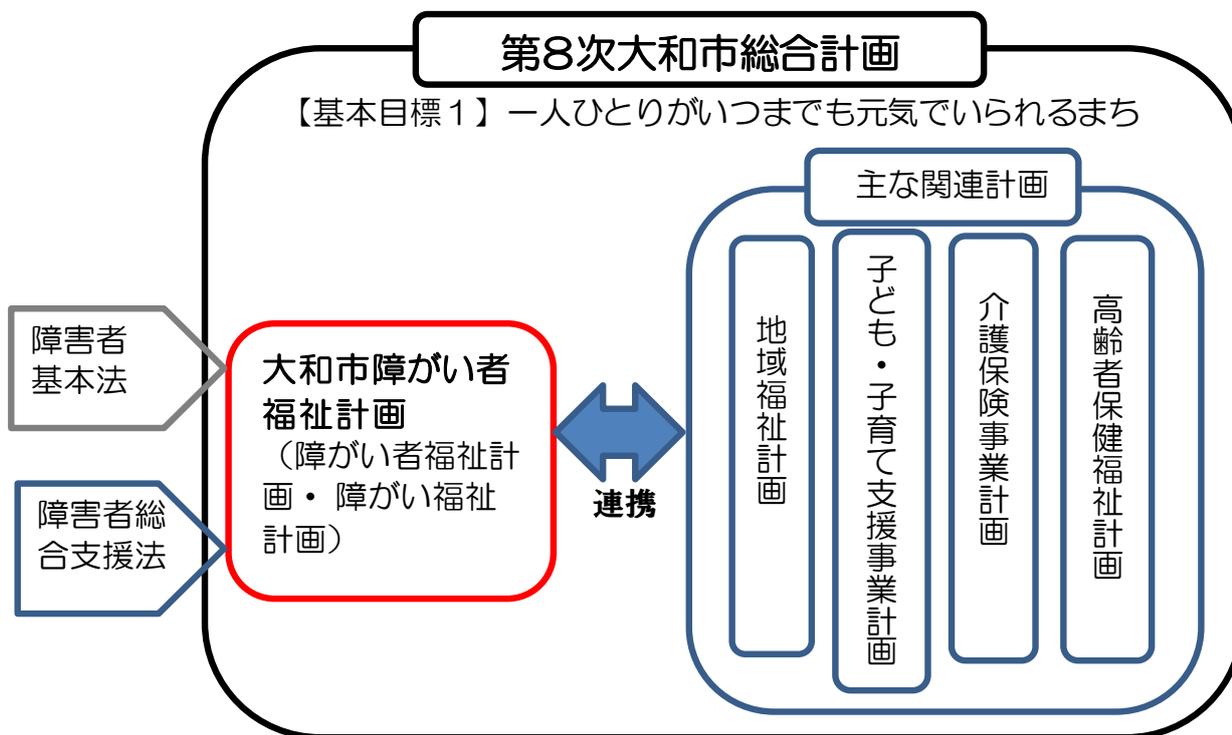
また、本計画は、本市の市政運営における基本的な計画である「第8次大和市総合計画」や「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援計画）」等と整合を図るとともに、障害者基本法の理念や国の障害者基本計画、かながわ障害者計画などの上位計画を踏まえて策定します。

「障がい」の表記について

本計画では、本市の考え方に基づき「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がい者の人権をより尊重すること、「差別感」「不快感」をもつ人が少しでもいる限り、その気持ちを尊重すること、また、ノーマライゼーション社会の実現に向け、市民の意識醸成にもつながることから、「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしています。

ただし、法令や法令上の規定、固有名詞等は漢字で表記しています。

<計画間の関係イメージ>



4. 計画の期間

1) 障がい者福祉計画（平成27年度～30年度）

平成25年9月に策定された国の障害者基本計画、平成26年3月に策定された県のかながわ障害者計画の期間が、10年間から5年間へ変更されたところではありますが、大和市は第8次大和市総合計画の計画期間に合わせ4年間とします。

2) 障がい福祉計画（第4期）（平成27年度～29年度）

障がい福祉計画については、障害者総合支援法に基づく基本指針により3年間と規定されているため、3年間とします。

5. 計画の推進体制

1) 計画の推進体制と進行管理

計画の推進にあたって、障がい者施策が保健・福祉・医療・教育・まちづくり・防災など広範囲にわたることから、庁内関係部署が連携を図りながら総合的に取り組むとともに、障がい者本人・団体、保健・医療・教育・福祉等の関係者で構成される大和市障害者自立支援協議会において、地域ネットワークの構築、社会資源の開発など地域で支えるシステムづくりに取り組み、計画の推進を図ります。

計画の進行管理については、障がい者団体や各種関係機関の代表、学識経験者等で構成される大和市障がい者福祉計画審議会を中心に、大和市障害者自立支援協議会と連携しながら進行状況を把握し、計画の推進に関する必要な事項の協議・検討を行います。

2) 点検・評価

計画の達成状況や施策の効果を検証するために、各年度において、計画の推進に関わるサービスの提供量等の実績のとりまとめを行うとともに、庁内関係部署で行う事務事業評価を活用し点検・評価を行います。

6. 大和市の障がい者の状況

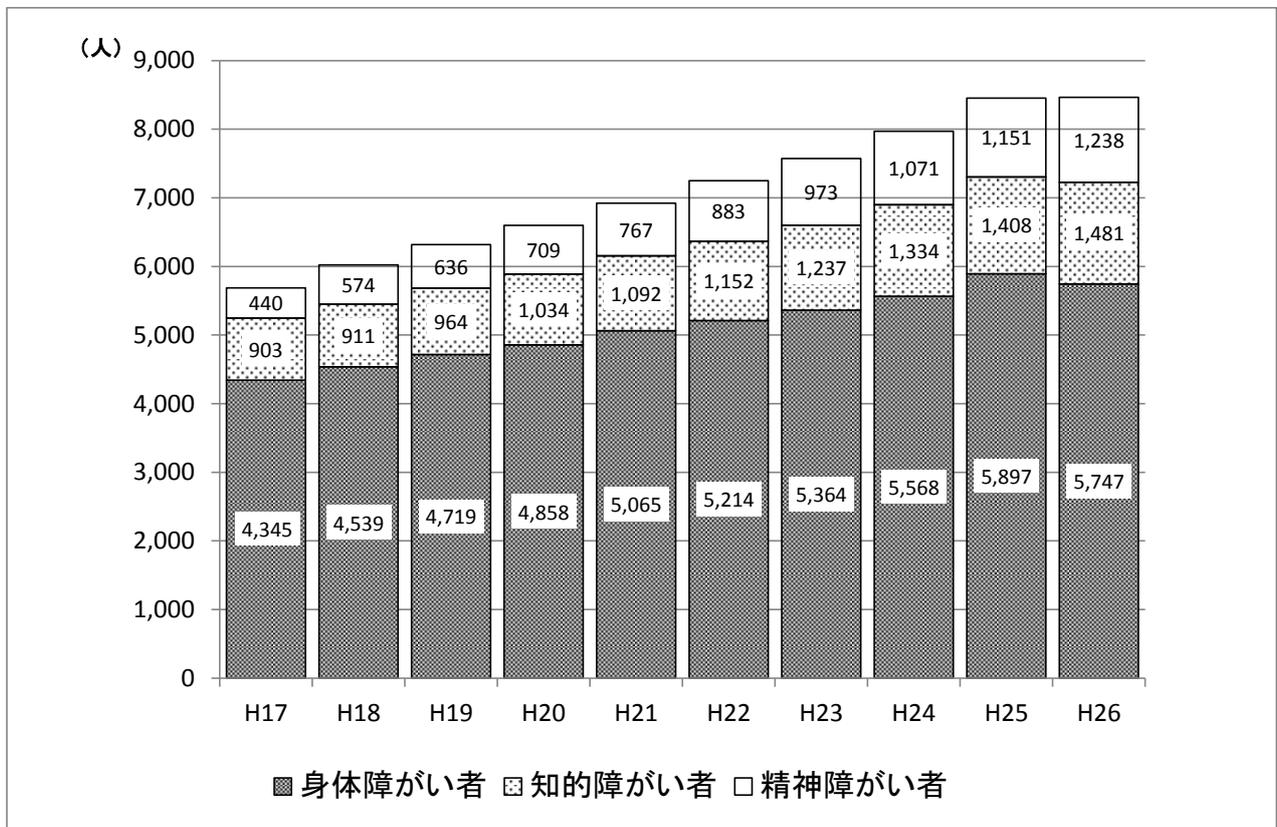
1) 障がい者数（障害者手帳所持者数）の推移

平成 26 年 3 月末の身体障害者手帳所持者は 5,747 人、療育手帳所持者（知的障がい者）は 1,481 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 1,238 人でした。

平成 17 年以降手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 17 年と平成 26 年との比較では、身体障がい者数は 1.32 倍、知的障がい者数は 1.64 倍、精神障がい者数は 2.81 倍となっています。

障害者手帳所持者数の推移

各年 3 月末現在



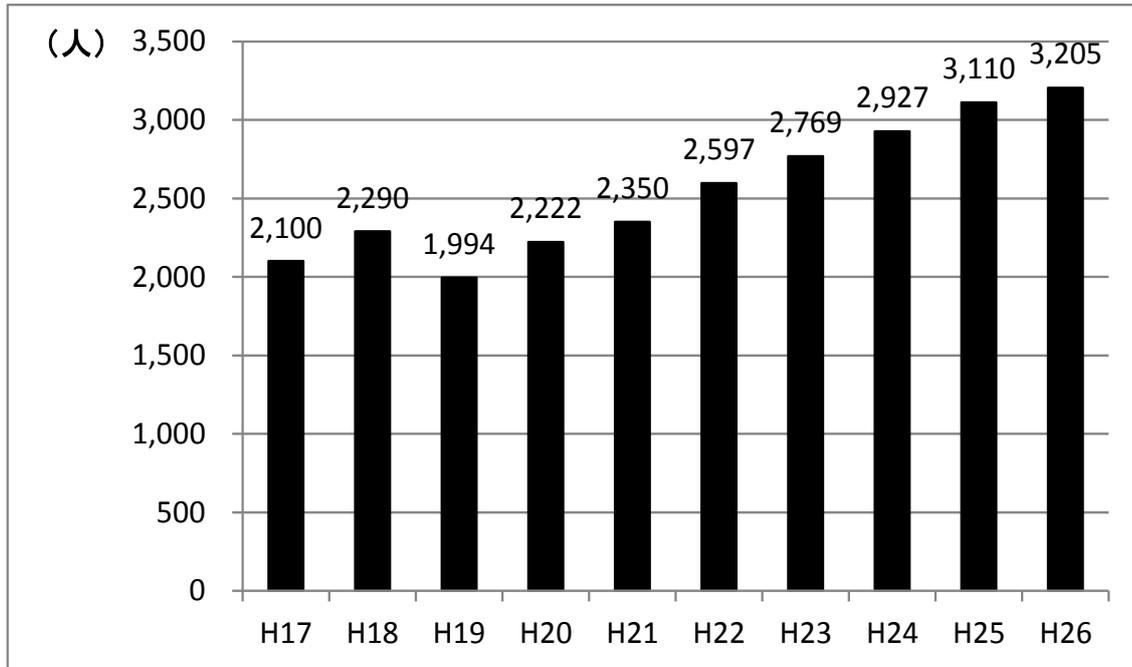
※ 障がい児含む

2) 自立支援医療受給者数（旧精神通院医療費公費負担受給者数）の推移

平成 26 年 3 月末の自立支援医療（精神通院）受給者数は、3,205 人でした。平成 17 年以降の受給者数の動向をみると、人数は 1.53 倍に大きく増加しています。

自立支援医療受給者数の推移

各年 3 月末現在

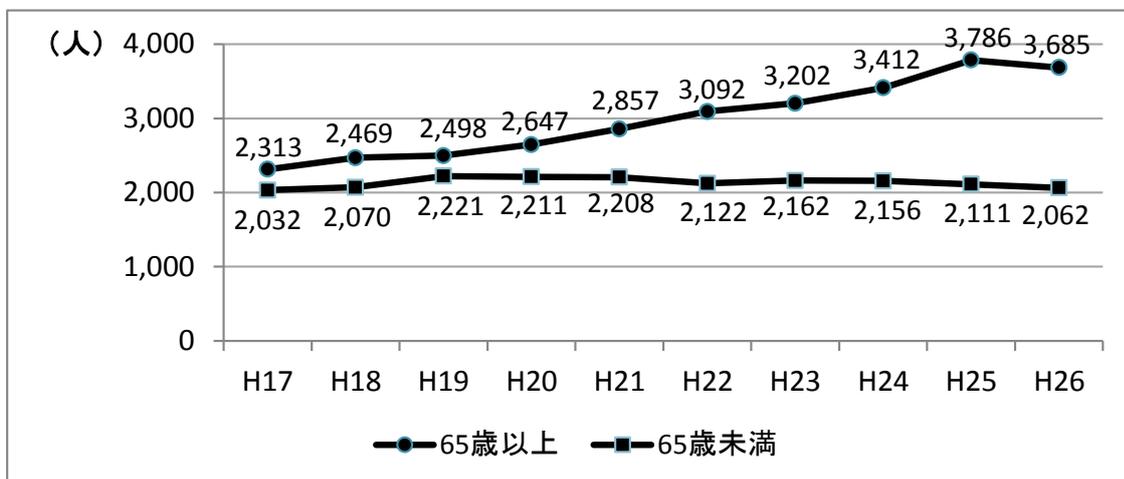


3) 身体障害者手帳所持者数の推移（65 歳以上）

身体障害者手帳所持者のうち、65 歳以上の身体障がい者数は、平成 17 年は 2,313 人（53.2%）でしたが、平成 26 年には 3,685 人（64.1%）となっています。年により増減がみられますが、この 10 年間は増加傾向で推移しています。

身体障がい者数（65 歳以上と 65 歳未満）の推移

各年 3 月末現在（単位：人）



7. 障がい者等の意識

1) アンケート調査の概要

(1) 当事者向けアンケート調査の概要

対象者：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（自立支援医療受給者。ただし精神障害者保健福祉手帳所持者を含む）11,671名中、障がい別に2,300名を抽出（全障がい者の約20%）

回収期間：平成26年8月8日～平成26年8月25日

回収数：1,234名（回収率 53.6%）

調査項目：日常生活、子どもの生活状況、就労、地域生活、地域生活を支えるサービス等

(2) 一般市民向けアンケート調査の概要

対象者：15歳以上の一般市民200名（男女各100名、全人口の約0.1%）

回収期間：平成26年8月8日～平成26年8月25日

回収数：79名（回収率 39.5%）

調査項目：障がい児・者の実態や取り組み、交流、差別や偏見、権利擁護等

2) ヒアリング調査の概要

対象者：当事者団体（家族会含む）、大和市障害者自立支援協議会の各部会（身体・児童・精神・自立生活支援部会）の構成メンバー、サービス提供事業者、保育・教育関係機関等21ヶ所

調査期間：平成26年7月17日～平成26年9月17日

調査方法：事前に記入してもらったヒアリング調査票に基づき、各団体ごとにヒアリングを実施

調査項目：各団体の現状と課題、市の相談事業、就労・地域生活に関する取り組み、総合支援法（自立支援法）施行後の変化、他団体・他機関との連携状況、地域や行政に期待すること等

8. 計画策定の視点

アンケート調査やヒアリング調査の結果から障がい者のニーズや課題を整理し、次の5つの視点を踏まえ、「大和市障がい者福祉計画（障がい者福祉計画・障がい福祉計画）」を策定します。

1) 個人の尊重（権利擁護と差別の解消）

- 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者の虐待防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みが求められています。
- 人権を尊重し、差別や偏見のない地域社会をつくるために、障がいによって異なる特性など、障がいに対する理解や認識を深めるとともに、福祉教育や施設交流、身近な地域での関係づくりなど多様なアプローチが求められています。
- 障がい者に対する虐待やうつ病等と関わりの深い自殺問題など、社会全体の問題となっている事柄について、困難を抱える人に対する社会の理解を促し防止することが求められています。

～個人の尊重に関するヒアリング調査の意見例～

- ・ 一般との差別をなくすという意味では、市役所の手話通訳は毎日置いていただきたい。（当事者）
- ・ 障がい者は、それぞれの特性があるが、どのような配慮があれば働けるという啓蒙活動をしてもらいたい。（当事者）

2) 支え合いによる地域福祉の推進（地域の受け皿づくり）

- 障がい者に限らず、身近な地域に知り合いや支え合える人間関係をもっていない人が増えていきます。防災対策の推進や自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会などの地域活動、ボランティアなどの市民活動を通して、地域における関係づくりや地域全体で支える仕組みづくりが求められています。
- 市障害者自立支援協議会では、支援者と利用者の顔の見えるネットワークづくりが進められています。このネットワークを活かし、地域課題の解決に取り組む組織として、さらなる充実が求められています。
- 障がい者の社会参加促進の1つとして、文化・レクリエーション・スポーツなどの社会参加の機会提供について、一層の充実が求められています。

～支え合いによる地域福祉の推進に関するアンケート調査の一例～

- ・ 相談のニーズとして、当事者側は「話を聞いてもらいたい」、一般市民が支援できることとして、「話し相手になる」が上位に位置しています。双方のニーズをマッチング出来るような仕組みづくりが求められています。

3) ライフステージに応じた生活の支援（親なき後の生活支援）

- 障がい者の介助は主に家族が担っており、親なき後の生活支援の仕組みづくりが求められています。
- 障がい者が地域の中で自立した社会生活を送るために、就労は重要な要素です。働く意欲のある障がい者が、その特性に応じた就労の場を確保することがなお一層求められています。

- 福祉に関する情報の提供について、とりわけ支援に直結するサービスや制度の情報については、情報取得のための制約要因をなくす取り組みが一層求められています。
- 市内4箇所に「なんでも・そうだん・やまと」が設置され、気軽に相談できる仕組みが整ってきています。相談支援の標準化やより一層の質の向上が期待されています。
- 介助が必要な障がい者は、家族がその介助の中心を担っている場合が多く、介助者への精神面を含めた休息などの支援が求められています。
- 障がい者が自立して地域で生活していくため、療育や教育、住まいの提供、生活を支援するサービスの充実、就労支援など、ライフステージに応じた総合的な支援を受けられる体制の整備が求められています。
- 社会参加のための移動、通園・通学、日中活動のための通所など外出支援の充実が求められています。
- 障がいの原因となる疾病や重度化を予防する観点から福祉・保健・医療の連携による健康管理のための相談や指導、障がい者が受診しやすい医療体制、医療ケアが必要な障がい者のための対応の充実が求められています。

～ライフステージに応じた生活の支援に関するヒアリング調査の意見例～

- ・地域で安心して生活できるように制度は変わってきているが、現実には親なき後、地域で安心して生活できない状況なので重く受け止めていただきたい。（当事者父母の会）

4) 地域生活移行の推進

- 精神科長期入院患者や障がい者入所施設から、グループホームへの居住意向は年々高まっており、充実が求められています。
- グループホームの利用に際しては、家賃などの経済的支援のほか、体験入居や見学会などの情報提供の充実も期待されています。

～地域生活移行の推進に関するヒアリング調査の一例～

- ・地域福祉の観点から、入所施設の増加は見込めないが、施設入所ニーズは高まっている。入所施設の機能を持った、中規模グループホームの整備が必要である。

5) 快適な生活空間の整備

- 外出した際などに、施設の設備や人の対応などにより障がい者が理解されないと感じている人が多いことから、心のバリアフリーの推進やユニバーサルデザインの視点に立った、まちの整備改良等を進めていくことが求められています。

～快適な生活空間の整備に関するヒアリング調査の意見例～

- ・新しく建てる公的施設は、エレベーターをガラス張りにするなどユニバーサルデザインに留意して欲しい。（当事者）
- ・駅から公的施設までの点字ブロックが古いままで実際とは相違しているところがある。（当事者）

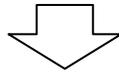
9. 基本理念

1) 基本理念

大和市の障がい者計画が、長期的に追求していくべき姿を「基本理念」として位置づけます。障害者基本法の理念、大和市総合計画、障害者基本計画、かながわ障害者計画などの上位計画、大和市地域福祉計画などの関連計画の方向性及び前回計画策定以降の障がい者福祉行政の動向を踏まえ、本計画の基本理念を次のように掲げます。

基本理念の方向

市民一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会を目標とし、大和市総合計画の将来都市像である「健康創造都市 やまと」の実現を目指します。



理念：一人ひとりが、地域の一員として
『私』らしく生活しているまち

2) めざすまちの姿

第8次大和市総合計画(平成21年度～30年度)の基本構想では、将来都市像の実現に向けて、「人」「まち」「社会」の3つの健康領域を定めています。本計画では、総合計画の3つの健康領域に基づき、障がい者施策を通して、実現をめざすまちの姿を次のように掲げます。

めざすまちの姿

<心と体の健康>

- 障がいのある人もない人も、一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち。
- 子どもが生き生き育つまち。

障がいの有無にかかわらず乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた成長や自立への支援が行われ、療育、教育、保健、医療、心のケアなど、心身の健やかな暮らしに必要な支援が充足し、子どもも大人も一人ひとりがいつまでも元気でいられるまちづくりを推進します。

<安全・安心・快適なまち>

- 災害などいざという時に安全と安心が感じられるまち。
- 誰もが快適に日常生活を送ることができる都市空間が整うまち。

ユニバーサルデザインの視点に立った交通機関、道路、施設や公園などの整備が行われ、障がい者や高齢の方など、すべての人が安心して移動し、快適に生活が送れるよう、都市空間が整うまちづくりを推進します。また、災害への対応力を高め、市民、事業者、行政の連携による災害に強いまちづくりを推進します。

<家庭と地域の健康>

- あらゆる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、共生が実感できるまち。
- 他人を思いやる健やかな心を育むまち

市民一人ひとりが自分らしく生きていくためには、お互いを思いやり認め合う気持ちをもつことが大切です。あらゆる差別がなくなるよう市民自ら地域の課題を主体的に解決できる環境を整え、一人ひとりの人権が尊重され、共生が実感できるまちづくりを推進します。

10. 障がい者福祉計画

1) 障がい者福祉計画の施策体系

理 念	めざす姿(将来像)	方 針
<p>一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち</p>	<p>心と体の健康</p> <ul style="list-style-type: none">◆障がいのある人もない人も、一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち。◆子どもが生き生き育つまち。 <p>安全・安心・快適なまち</p> <ul style="list-style-type: none">◆災害などいざという時に安全と安心が感じられるまち。◆誰もが快適に日常生活を送ることができる都市空間が整うまち。 <p>家庭と地域の健康</p> <ul style="list-style-type: none">◆あらゆる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重されているとともに、共生が実感できるまち。◆他人を思いやる健やかな心を育むまち。	<ol style="list-style-type: none">1. 個人の尊重(権利擁護と差別の解消)<hr/>2. 支え合いによる地域福祉の推進(地域の受け皿づくり)<hr/>3. ライフステージに応じた生活の支援(親なき後の生活支援)<hr/>4. 地域生活移行の推進<hr/>5. 快適な生活空間の整備

施策

- 1-1. 権利擁護の推進
- 1-2. 虐待の防止
- 1-3. 相互理解の基礎づくり
- 1-4. 自殺対策の推進
- 1-5. 行政サービスにおける合理的な配慮の推進

- 2-1. 地域で支える仕組みづくり
- 2-2. 障害者自立支援協議会の充実
- 2-3. 文化・レク・スポーツ活動
- 2-4. 防災・緊急体制の充実

- 3-1. 情報提供の充実・多様化
- 3-2. 相談支援体制の充実
- 3-3. 地域生活支援サービスの充実
- 3-4. 障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実
- 3-5. 就労の支援
- 3-6. 外出の支援
- 3-7. 障がい者施設の整備
- 3-8. 経済的自立の支援
- 3-9. 保健・医療の充実

4. 地域生活移行の推進

- 5-1. 住まいの場の整備
- 5-2. 生活環境のバリアフリー化

事業(一例)

- ・地域福祉権利擁護支援事業
- ・人権啓発事業
- ・交流教育の推進
- ・自殺対策事業
- ・選挙管理執行事務

- ・障害者団体支援事業
- ・障害者自立支援協議会
- ・障がい者社会参加促進事業
- ・避難行動要支援者支援事業

- ・コミュニケーション支援事業
- ・相談支援事業
- ・ホームヘルプ事業
- ・こどもの発達相談支援システム
- ・特別支援教育推進事業
- ・障害者自立支援センター運営事業
- ・移動支援事業
- ・福祉手当支給事業・医療費助成
- ・各種健康診査事業

- ・グループホーム等設置促進事業
- ・グループホーム等家賃助成

- ・重度障害者住宅設備改良費助成
- ・公共施設の整備・改善

2) 障がい者福祉計画の方針及び施策

「めざまちの姿」を実現するために、5つの「方針」を立てました。この方針を具現化するため21の「施策」を定めています。

方針1. 個人の尊重（権利擁護と差別の解消）

施策1-1 権利擁護の推進

- 障害者差別解消法に関する国や県の動向を踏まえながら、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。
- 成年後見制度の審判申し立てや、地域福祉権利擁護支援事業のさらなる推進を図ります。

施策1-2 虐待の防止

- 虐待防止のための普及啓発を進めるとともに、虐待防止に関する相談体制の充実や関係機関の組織化など必要な対応を図ります。

施策1-3 相互理解の基礎づくり

- 人権意識の向上を図るための講演会など、各種啓発事業を積極的に展開し、幅広い市民の参加を呼びかけ普及啓発に努めます。
- 障がいに対する理解をより深めるために、製品の展示や販売、障がい者週間事業等における展示など、地域で行われる障がいへの理解を深めるための事業を継続して支援します。
- 保育園・幼稚園・学校でインクルーシブ教育を推進していきます。

施策1-4 自殺対策の推進

- やまと自殺対策総合計画に基づき、こころサポーターによる自殺を未然に防ぐ取り組みや相談専用電話、関係各課の連携など自殺対策を総合的にを行います。

施策1-5 行政サービスにおける合理的な配慮の推進

- 行政サービスの提供における事務・事業の実施にあたっては、障がい者の状況に応じた必要かつ合理的配慮の充実に努めます。

方針2. 支え合いによる地域福祉の推進（地域の受け皿づくり）

施策2-1 地域で支える仕組みづくり

- 移動に制約のある障がい者の外出を支援するため、送迎事業を行うNPO法人と協働事業を実施し、移動手段の確保を図ります。
- 障がい者施設でのお祭り等のイベントや地域活動団体の研修の受け入れなど、地域交流事業を行い、広く市民への理解・啓発を図ります。
- 地区社会福祉協議会のボランティアセンターを通じ、ボランティア活動の支援を行います。

施策2-2 障害者自立支援協議会の充実

- 市障害者自立支援協議会の機能を強化し、地域の課題等の情報共有、各機関の連携による地域ネットワークの構築や社会資源の改善・開発など、障がい者福祉のシステムづくりを推進し、地域の課題解決に努めます。

施策2-3 文化・レクリエーション・スポーツ活動

- 各種施設の整備や参加しやすい文化・レクリエーション・スポーツ活動を実施団体と連携し、積極的に参画の機会を広げます。
- 各種障がい者団体やサークル活動、ボランティア活動への支援に努めます。

施策2-4 防災・緊急体制の充実

- 避難行動要支援者支援制度の取り組みを促進します。
- 障がい者福祉施設との災害協定の締結を推進し、福祉的な視点に立った避難所の確保を進めます。

方針3. ライフステージに応じた生活の支援（親なき後の生活支援）

施策3-1 情報提供の充実・多様化

- 障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について、検討し推進します。
- 情報提供を図るためのボランティア活動への支援、手話通訳者や筆記通訳者の派遣等、コミュニケーション手段の確保の充実を図ります。

施策3-2 相談支援体制の充実

- 相談支援事業所「なんでも・そうだん・やまと」において、障がい者の日常に関することや親なき後の支援など、総合的に対応できるよう体制の充実を図ります。
- 障がい児や発達に不安のある子どもの相談窓口の充実を図ります。

施策3-3 地域生活支援サービスの充実

- 必要なサービス量の確保やサービスの質の向上など、地域生活を送るために利用しやすいサービスの充実を図ります。

施策3-4 障がい児、発達に不安のある子どもの療育・保育・教育・福祉体制の充実

- 総合的な支援体制や児童発達支援など、早期療育のための受け入れ体制を充実します。
- 保育園・幼稚園・学校でインクルーシブ教育を推進します。（特別支援教育の充実を図ります）
- 一人ひとりのニーズに応じた療育や教育を受けることができるよう、各部門での連携を強化します。
- 短期入所や日中一時支援事業の充実に努めます。

施策3-5 就労の支援

- 障がい者就労施設等からの優先調達を推進し、障がい者の雇用環境改善を支援します。
- 市障害者自立支援センターの機能を強化し、総合的な就労支援の充実を図ります。
- サービス提供事業所において、本人の状況に合ったきめ細かな支援を実施します。
- 企業、公共職業安定所やサービス提供事業所等、関係機関の連携を深め、雇用の促進を図ります。
- 障がい者の就労を支援するため、受注確保及び受注開拓、企業への啓発活動、就労先の開拓による雇用の促進など就労環境の充実に努めます。
- 市内のサービス提供事業所間におけるネットワークづくりを活用し、共同受注の仕組みづくりを推進します。

施策3-6 外出の支援

- 移動支援事業として行うべき事項と、他の送迎サービスにおいて行うべき事項などの関係の整理を行い、より利用しやすいサービスを目指した検討を行います。
- 通所、通園、通学における、実施主体、実施方法や役割分担などについて、関係機関との調整を行い、よりよい方法を検討します。
- 協働事業として実施している移動制約者移送サービス事業について、今後も支援を継続し移動制約者の外出支援に努めます。

施策3-7 障がい者施設の整備

- 市内の入所施設や通所施設への、建設費借入金の返済に対する助成を継続することにより、安定的なサービス提供体制を維持します。
- 親なき後の生活の場として、グループホームの設置について関係法人等との調整を行い、設置促進に努めます。

施策3-8 経済的自立の支援

- 税金の控除や減免・軽減等、様々な経済的な負担を軽減する制度などについて、対象となる障がい者が適切に利用できるように周知徹底を図ります。
- 年金・手当・助成等について、対象となる障がい者が適切に利用できるように制度の周知徹底を図ります。
- 障がい者の就労施策の充実を図り経済的な自立を促進します。

施策3-9 保健・医療の充実

- 障がい者の機能の維持・向上を図るための保健・医療・福祉の連携によるリハビリテーションの充実を図ります。
- 障がいの原因となる生活習慣病等の予防や、早期発見のための各種健(検)診事業の実施、予防に向けた知識の普及や啓発を図るための健康講座や相談事業の充実を図ります。
- 子どもの発達を支援するために、障がい予防と早期発見のための乳幼児健診事業の充実を図るとともに、障がい児や発達に不安がある子どもに対する総合的な支援の充実に努めます。

方針4. 地域生活移行の推進

施策4-1 地域生活移行の推進

- 精神科長期入院患者や障がい者入所施設から、障がい者がグループホームに移行する際、安心して移行できるように、体験入居を実施します。
- グループホーム利用者の利用負担軽減としての家賃助成を行います。
- 民間賃貸住宅を安心して借りられるよう、あんしん賃貸支援事業を実施します。
- 親なき後の住まいの確保や、障がい者が住み慣れた地域で生活することを支援するため、グループホームの設置を促進し、充実を図ります。

方針5. 快適な生活空間の整備

施策5-1 住まいの場の整備

- 重度障がい者が自宅でより快適な生活を送るために、必要なバリアフリー化に伴う住宅改良費について、助成を行います。

施策5-2 生活環境のバリアフリー化

- 「バリアフリー法」「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共交通機関・道路・公園等の整備をすることにより、障がい者の移動及び施設利用の利便性と安全性の向上を図り、誰もが快適に暮らせるように、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

1 1. 障がい福祉計画

1) 障がい福祉計画に定める事項

障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、国の基本指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する必要量の見込みを定めます。

<定める事項>

- 各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み
- 指定障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要量を確保するための方策
- 地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

2) 基本指針に基づく目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値

①福祉施設から地域生活への移行者数

平成 25 年度末時点での施設入所者の 12%以上を基本とするという国の方針に留意し、平成 26 年度の動向を含むこれまでの実績、施設に入所している障がい者の状況やニーズ、今後のグループホームの整備見通しなどを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

②施設入所者数の削減

平成 25 年度末時点での施設入所者の 4%以上の削減を目指すという国の方針については、将来に向けた長期的な目標として、その趣旨は尊重しつつ、平成 26 年度の動向を含むこれまでの実績、施設に入所している障がい者の状況やニーズ、今後のグループホームの整備見通しなどを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

(2) 地域生活支援拠点等の整備に関する目標

県の事業や地域における既存施設・事業所の機能を活用し、一体的な機能整備により効果的な支援体制を整備します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値

①福祉施設から一般就労への移行者数

平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とする国の方針に留意しつつ、これまでの実績、福祉施設を利用している障がい者のニーズ、ハローワーク等の労働施策との連携体制などを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

②就労移行支援事業の利用者数

平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数の 6 割以上を増加するという国の指針については、将来に向けた長期的な目標として、その趣旨は尊重しつつ、平成 29 年度の目標値については、これまでの実績、福祉施設を利用している障がい者の状況やニーズ、就労移行支援事業所の状況などを総合的に勘案し、実情を踏まえて目標を設定します。

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

実利用者の就労移行率が 3 割以上である事業所の比率が、事業所全体の 5 割以上とする国の指針に留意しつつ、実情を踏まえて目標を設定します。

3) 指定障害者福祉サービス・指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み

居宅介護（ホームヘルプ）・生活介護・就労移行支援・児童発達支援・短期入所等の指定障害者福祉サービス及び相談支援の平成29年度までの必要量を実績に応じ見込んでいます。

4) 地域生活支援事業の内容及び必要量の見込み

コミュニケーション支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業等の地域生活支援事業について平成29年度までの必要量を実績に応じ見込んでいます。

12. 検討体制及び今後の予定

1) 検討体制

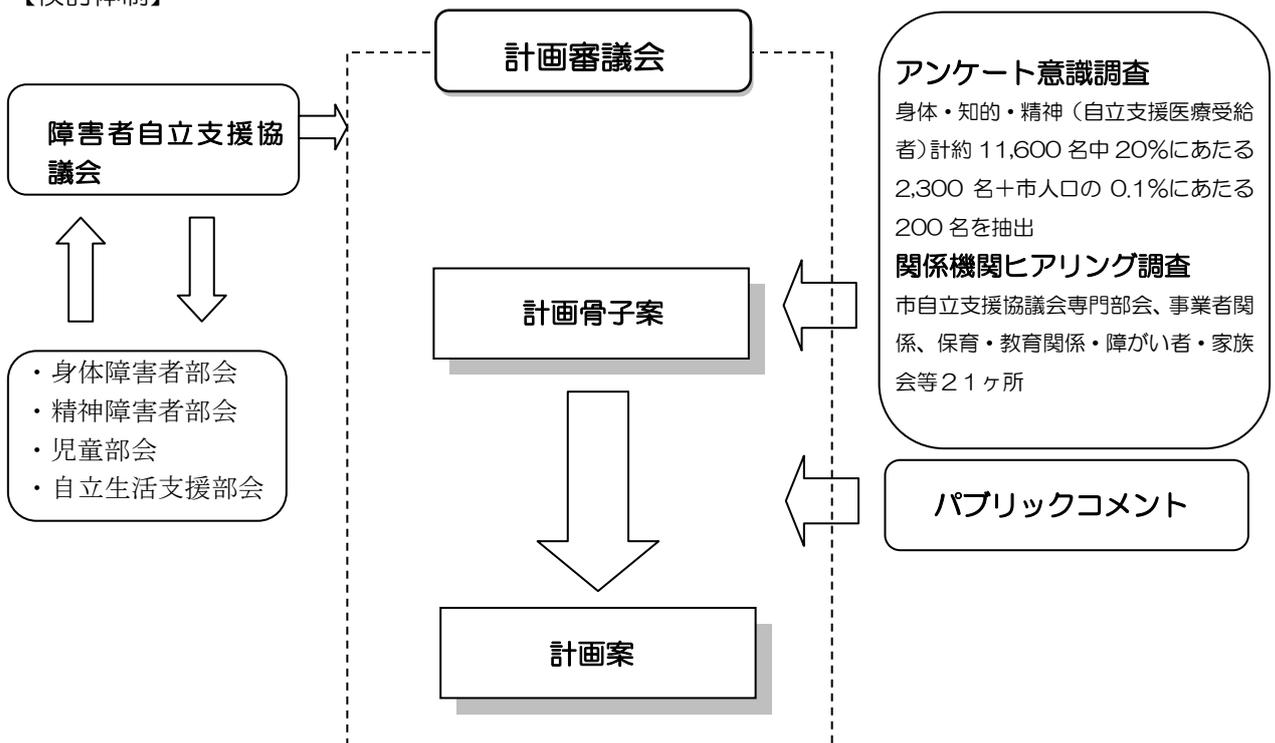
策定にあたっては、障がい者本人・団体代表者、学識経験者等を含めた大和市障がい者福祉計画審議会を中心に、大和市障害者自立支援協議会の意見を取り入れながら検討するとともに、障がい者等を対象とした意識調査の実施、障がい者本人・団体、関係機関、事業者等へのヒアリングの実施により幅広い意見の反映に努めています。

①大和市障がい者福祉計画審議会（全4回）

（学識経験者、医療関係者、障がい者本人・団体、事業者、民生委員児童委員、行政関係者11名）計画策定に関する審議を行っています。

②大和市障害者自立支援協議会（定例会4回 事務局会議3回 各部会計4回 全11回）
定例会・事務局会議で骨子案に対する意見聴取を行い、各専門部会でヒアリングによる意識調査を行いました。

【検討体制】



2) 今後の予定

- 骨子案の市民意見公募手続
 - ・ 広く計画骨子案に関する意見をいただくために、ホームページ等にて、パブリックコメントを実施します。実施については「広報やまと」やホームページで周知します。
 - 期 間：12月15日から30日間

- 大和市障がい者福祉計画審議会
 - ・ パブリックコメント報告と計画案の確認を行います。
 - 開催日程 3月上旬

- 大和市障害者自立支援協議会（定例会・事務局会議）
 - ・ 計画案報告
 - 開催日程 3月上旬

13. 計画の推進及び評価

1) 計画の推進体制

(1) 関係機関・団体との連携

障害者福祉施策は、広範囲な分野にわたることから、本計画を推進していくにあたり、庁内関係部局、関係機関等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。また、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「大和市障害者自立支援協議会」や当事者団体等との連携をさらに強化するとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・進行管理に努めます。

(2) 障害保健福祉圏域における連携

必要な障害福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市との連携を図り施策の推進に努めます。

2) 計画の進行管理及び評価

この計画に掲げた施策の進行管理は、本計画の施策やサービスの実効性を高めるため「大和市障害者自立支援協議会」にて PDCA サイクルに基づいた検討を行い、その意見を踏まえ計画の全体的な調整は「大和市障がい者福祉計画審議会」で行います。また、庁内において施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

障害福祉計画については、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、平成29年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを実施します。

また、障がいのある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。